時事新報定價及廣告料

時事新報は毎號十面乃至十六面にして其代價左の如し

時事新報定價（月曜日の外大祭日[illegible]年末とも一切休刊せず）

一部	一箇月	三箇月	六箇月	一箇年
貳錢五厘	前金 五拾錢	前金 壹圓四拾五錢	前金 貳圓八拾五錢	前金 五圓六拾錢

時事新報遞送料（一箇月分）

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山等　金拾五錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸嶋、太平洋諸嶋、濠洲　金六拾五錢
五　露領沿海州、清國諸港　金三拾五錢

●注意●　本社直接郵送の新報に限り前記一定の遞送料を申受け居れども實際本邦內は十二面迄は郵稅五厘、十六面以上廿四面迄は郵稅一錢を要するを以て購讀者にして新報を他に郵送せらるゝときは此に注意ありたし

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一回限	二回以上六回迄	七回以上
一行ニ付	十七錢	十六錢	十五錢

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て還貨を以て返戻する事なし新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

●見本●　時事新報見本は御申越次第進呈す

福翁百話（六十六）

富豪の永續

福澤諭吉

世間の富豪なる者は新に家を興し又は父母祖先の遺業を承けて更らに大に家道を擴張したる人にして今竊に此人々の心事を推察するに自身の生涯能く家政を處理して誤るなきは敢て自から信ずる所なれども此財產を悴に讓り二代三代と傳ふる其間には何か失策はなかる可きや身は萬年の身に非ず況して老少不常と云ふからには今日に居て明日を計る可らず若し萬一にも此身の死後に誤て家を亡ぼす者もあらんには畢生の辛苦は水の泡に等しきのみとて頻りに家道永續の法を思案するもの少なからざるが如し人情として至極尤もなる次第なれども是ればかりは人力の及ぶ所にあらず元來今の富豪が今の財產を得たる所以は本人の智力勉强に相違なしと雖も自から高運の然らしむる所にして其大半は浮世の廻り合せに首尾能く相投じたる僥倖の賜と云はざるを得ず如何となれば人間社會に智力勉强を均うし艱難辛苦を一樣にして貧富の相違天淵も啻ならざるもの枚擧に遑あらざればなり左れば人生の偶然に得たるものは亦偶然に失ふことあり富豪家の滅亡少しも怪しむに足らざれども尚ほ人情默止し難しとて永續の道を謀れば其家に憲法の如きものを作り家政の內外一切を擧げて親戚身寄又は所謂[illegible]家來筋の會議に附し主人をして何事も專斷せしめざるの一法あるのみ斯の如くすれば子孫累代の中に假令ひ[illegible]者を出すことあるも其狂愚を逞うすること能はざると同時に偶ま才能ある主人を得ても徒に虛器を擁せしむるのみにして主人は有れども無きが如く其智愚は以て家の盛衰に關係なくして或は家名を永年に存するを得べし、封建時代に[illegible]の富豪が能く何百年を持續したるは凡そ是[illegible]しが故[illegible]らん家を重しとし[illegible]種の[illegible]も今日は[illegible]般の[illegible]なるのみならず[illegible]にし[illegible]の流行を[illegible]しこれを[illegible]には[illegible]人權云々の論調を高め一家の主人にてありながら自から家政を處するの權なしとは人生の自由を妨るものなりなど稱して彼の家憲の如きも或は實際に行はれ難きの意味ある可し且又私製の家憲を以て主人を束縛せんとするは法律上にも不都合なる可ければかたがた以て富豪の財產は代々の主人の獨裁に一任し其智愚に從て興廢するの外に妙案なきことならん國の政事は君主專制より衆庶會議に移り家の政事は番頭會議より主公獨裁に變化せんとす奇なりと云ふ可し然りと雖も富豪の子孫必ずしも愚物のみにあらず時に或は英才を生ずるときは巨萬の資產を自由自在に運轉活用して大事業を企て一擧手一投足以て天下の耳目を驚かすこと專制の君主が遠征を事として群雄を壓倒するに等しきものある可し富家主人の親政亦愛るに足らざるなり

社說

フイリッピン群嶋の反亂に就て

臺灣と一葦帶水を隔つる西班牙領のフイリッピン群嶋內に起りたる反亂に就ては强を惜み弱を憐む自然の人情より反徒を贔屓し其勢ますます猖獗にして官軍は之を征服するに苦しむなどと云ふ者あれども反徒固より烏合の衆に過ぎず本國より援兵來着して守備隊と共に協力攻擊せば忽ち平定に歸して遂に大事に至るの虞は萬々なかる可し然れども彼の群嶋の土民が西班牙官吏の暴虐、僧侶の專橫を憎むの念は深く骨髓に徹して其種族を刈盡さるゝ以上は到底怨を忘る可きに非ずと云へば起りては倒れ、倒れては起り此後も政府の煩累絕ゆることなからん此際我輩の望む所は彼の地へ渡航する本邦人が能く土民と慣れ親しみて確かなる成算もなきに事を擧げたりとて訓練を經たる官兵に敵し得べきに非ず徒らに失敗を重ねてますます苦境に陷るのみなれば輕擧暴動は固く愼み專ら太平無事を樂むこそ得策なれと赤心を籠めて懇諭すること肝要にして斯の如くすれば土民も追々前日の非を悟り殺伐の氣象を抑制して反旗を飜へすの企を思ひ止まると同時に政府の方に於ても日本人が群嶋の平和を祈り世に事なかれかしと計る其義心に感じ之を德として謝するならん又今度の反亂の爲め父に分れ夫に離れ其身を處するに窮する鰥寡孤獨の類りなきもの少なからざる可ければ殊に注意して是等の輩を介抱慰撫するのみならず或は日本に送りて一生を安樂に終らしむるまでの世話を爲さんか當人の厚恩に感泣するは申すに及ばず博愛の本旨を得たる美擧として廣く內外の稱贊に預る可し尚ほ聞く所に據れば該嶋の居民中には日本人の血脉を傳へて今に舊を忘れざる者もある由なれば同族の緣よりして西洋人に比すれば自から我れを愛慕するの情も深かる可し此際本邦人にして能く彼等の不幸を憐み親切を盡しなば互に相近づくこと容易なる上に我國の制度文物の模樣より人情風俗までを詳はしく說明しなば身の置き所なき不幸の輩は恰も地獄に佛の思ひを爲して我れに歸するや疑ひある可らず渡航者の孰々も注意す可き所なり

○北京特報

九月三十日　特派員　杉　鐵太郎

●●●電報料引上げの時●●●　支那內地より日本へ電報を發する場合の內地電報料を引上げんとの清政府の意志ある由何れの邊より傳はりしものか我外務省より林公使に命を傳へて事の實否を總理衙門に質さしめしに總署にては更に然る事なしと返答したりといふ

●●●蘇州事件●●●　蘇州事件に就き本邦の新聞には何れも容易ならざるの如くに書き立つる樣子にて珍田總領事は今回同地事務兼務となり事の實際を調査する等なりと聞く處に依れば蘇州の地たる昨年の條約に依り開港場と定まり居留地を設くるを得るも城內の地に商舖の開業は條約の明許せる所にもあらず天津上海にては外人の居留地以外に住居して店を設くる者あるも元より條約違背の業にして唯だ清政府の大目に看過するのみ此弊を移して他の所にまでも同じく權利あるが如く思慮するは心得違ひ實際を言はゞ獨り貸主を罪するに止まらずして借人たる外人にも立退きを命ずる等なるも事體の大に至らんことを恐れて先づ貸主を捕縛せしに過ぎずと云々とは清官吏が米領事に告げたる大意にして預後米國商人は城內を捨てゝ城外に開業し事無きを得たりと云ふ思ふに日本商人の場合も同樣にて商人の頑として城內を去らざるより事益々六ケしくなり行くものゝ如し

●●●製造品課稅問題と各國公使●●●　上海新聞紙上に製造品課稅の上奏一件現はれしより上海なる商業會議所等より夫れ〱公使に申請せる處あり今や北京に於て使臣會議を興して事の利害正否を論ずるに至れり各國使臣の意向は自由製造に正反對にして孰れも無稅製造の自國貿易を亂すを恐れざるなし先年獨人の福建に製造業を起さんとせしことありしに支那政府は外人に其權なしと言ひ遂に各國使臣會議を開きしが清佛條約に「工事をなし得る」とあるは製造業をなし得るの權ある明證なりとて一同其權を主唱せしも心の底には製造業の此國に興らんには各自國の不利なるを知る者から課稅は一割位なしてもよろしなどの議論もありし由にて今回總署の一割課稅の議も此の邊より來りしものならん右使臣會議の時に際して英國公使の如きは機器の輸入は之を迫るも製造のことは强く論ぜざる方よろしと各國公使を說き廻りし程なりといふ製造自由は外人の喜ぶ所ならんとの想像は大なる間違ならん今や實際、利害の打算より日本商人も製造業の着手を躊躇する有樣にして一方なる外商も清國の課稅に同意する姿なるに日本公使の强硬談判は抑も何人の爲めをか計るものぞ政府の考慮すべき所なり

後篇　女武者

わかば

第四十三回　夜鶴蕭々

胸に千軍萬馬を鎭まして、扳山蓋世の女丈夫も、子故の暗の夜の鶴、燒野の雉子のホロ、打つ忍び音に、侍女一葉を遠近く招きて「そもじも知る通り、三郎丸は誠に不思議の武勇力量、親の口より誉言には侍らねど妾も頼母しう思ふては居れど、身體のみは十六七のものはあれど、何をいふにも未だ年若、血氣許りに驕りてあれば、若し萬一不慮の過ちなしとも計られず、所詮三郎に悟られては、妾の行くを許す樣なし、さればとて安穩に君の歸りを待つは、心のみさわぎて胸安からず、妾はこれより君の後追ふて、見え隱れに從ひゆき、若しも危急の事侍らば、君を助けて火神とやらんを討取る程に、そもじは殿歸りあらせられたる折、密に此事を傳へてたもれ、そもじの心一つに籠めて、努々余の人に語り玉ふな、さらばよう留守してたもれ」

と言ひ捨てゝ、徐ひ一葉[illegible]下人の服に改めつ、鐵度[illegible]脫なる匕首を、懷深く[illegible]み、裏の築地より立出で[illegible]は稍一日も時遲れぬれば[illegible]地に逐ひ行きて、足柄越[illegible]しが、三郎は已に火神の[illegible]れたれば、さしもの武勇[illegible]きもあらずして、哀れや[illegible]行く人の耳の根を驚ふて[illegible]なりとは、元より知る由もあらざれば、氣の急く儘に我身ながら足の步みの遲ふかと覺えて、徒に雁の翼を羨める、心は已に山の半腹をや彷徨はん。

一條の道究まりて、爪先上りの難路に上り行かんとする處、稻荷社の立たせ玉ふ森の前に湧[illegible]家あり、立寄りて樣子を問[illegible]欲しうも無き椎の實を求[illegible]に咽喉を潤はしながら「[illegible]か、十六七の少年が、旅[illegible]山を越えはせざりしか」[illegible]は點頭きて「されば[illegible]の間違にて、處の者より[illegible]もなきものを、昨日の午[illegible]て候ひし、若き御武家の[illegible]せて候へば、何方へと問[illegible]足柄の奧深く分け入りて[illegible]退治すると、餘りと言へ[illegible]言、打見は狂人とも思は[illegible]めし慢氣せられしものに[illegible]と、母と知らねば、遠慮[illegible]が儘を告ぐる嫗「して又[illegible]方へ趣し玉ふ、此頃は所[illegible]されたのを、經此邊も一[illegible]醜にて、旅の女の獨き[illegible]樣いとしう御在[illegible]て心を附け玉へ、日の[illegible]人の心根を憫し。

「それは御かう侍れども、[illegible]辨はんと、袱を目につ[illegible]此山を越さ[illegible]ながら[illegible]總に明かす[illegible]「滅相な[illegible]下小者に至る迄[illegible]